

山口県報

平成27年
1月13日
(火曜日)

目次

- 規則
自治紛争処理委員の調停の手続に関する規則の一部を改正する規則(市町課)……………一
- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則(市町課)……………一
- 告示
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の休止の届出(厚政課)……………二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課)……………二
- 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)……………三
- 道路の区域の変更(道路整備課)……………三
- 道路の供用の開始(道路整備課)……………四
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………四
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………四
- 公告
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………五

自治紛争処理委員の調停の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第一号

自治紛争処理委員の調停の手続に関する規則の一部を改正する規則

自治紛争処理委員の調停の手続に関する規則(昭和二十八年山口県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名中「調停」の下に「及び処理方策の提示」を加える。

第一条中「調停」の下に「及び処理方策(法第二百五十一条の三の二第一項に規定する処理方策をいう。以下同じ。)」の提示「を加える。

第二条中「市町相互の間又は」を「市町相互の間若しくは」に改め、「(以下「紛争」という。)」を削り、「は、当該調停」を「又は法第二百五十二条の二第七項の規定により処理方策の提示を求める旨の申請をしようとする者は、紛争」に、「紛争の当事者(以下「当事者」という。それぞれの」を「その」に改める。

第八条中「の規定」を「又は第二百五十一条の三の二第四項の規定」に改める。

第十二条中「第二百五十一条の二第七項」の下に「及び第二百五十一条の三の二第三

項」を加え、「第七十四条の六第二項及び」を「第七十四条の六第三項及び第七十四条の八第二項並びに」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第二号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則(昭和三十四年山口県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第十七条の二第一項第五号」を「第十七条の二第一項第六号」に改める。

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第11条関係)

行政書士業務帳簿

受託番号	受託年月日	事件の名称	報酬額(円)	依頼者の住所氏名	備考

附則
この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を休止した旨の届出があった。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	所在地	事業の 種類	休止年月日
-----------------------	------------------------	---------------	-----	-----------	-------

株式会社エ ヌ・ビー・ラ ポ	横浜市中区桜 木町一丁目一 〇の一	通所介護事業 所エルスリー 南岩国	岩国市南岩国 町二丁目七番 二〇号	通所介 護	平成二六、 一一、 一
----------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	----------	-------------------

山口県告示第四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	所在地	事業の 種類	指定年月日
-----------------------	------------------------	---------------	-----	-----------	-------

諏訪一雄	下松市中市一 丁目一〇番三 二号	諏訪歯科医院	下松市中市一 丁目一〇番三 二号	居宅療 養管理 指導	平成二六、 一一、 一
株式会社ライ ジング企画	山口市小郡下 郷八四二の九	ミント薬局	大字西 豊井一四五二 の二		一一、 〃

山口県告示第五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護支援事業者名	居宅介護支援事業所名	所在地	指定年月日
株式会社総合リハビリテーション研究所	居宅介護支援事業所	下松市大字末武下四〇一の九	平成二六、一〇、一

山口県告示第六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所名	所在地	事業の種類	指定年月日
株式会社ライジング企画	山口市小郡下郷八四二の九	ミント薬局	下松市大字西豊井一四五二の二	介護予防居室療養管理指導	平成二六、一一、一一

山口県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定作業要件を次のように変更する予定である。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定作業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定作業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 若国市周東町下須通字横道四一〇・四一一・周東町三瀬川字角築三三〇二・二三〇五・二三〇六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 長門市日置上字後滝一〇〇八の二・字西ケ浴一〇二六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県森林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成二十七年一月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 副政

道路の種類 県道
 路線名 本郷五味線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市錦町府谷字大津一八〇一の一地先から 同市錦町府谷 同字一七八四の一地先まで	最狭 一七・〇〇	最狭 一四・五〇	一〇二・五	一〇二・五	道路改良工事の完了による。

山口県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十七年一月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 副政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 本郷五味線	岩国市錦町府谷字大津一八〇一の一地先から 同市錦町府谷 同字一七八四の一地先まで	平成二十七年一月十四日

山口県告示第十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 副政

- 一 区域の名称
阿品(7)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
岩 国 市	阿 品	浴 田	四五七の一 四五七の三 四五七の三 四五七の三 四五七の三 四五七の三 四五七の三 六九八の一 六九八の一 三八〇 三八七地先 三八一 三八三	一号 二号 三号 四号 五号 六号 七号 八号 九号 十号 十一号

山口県告示第十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学学部共通棟電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 副政

- 一 山口県立大学学部共通棟電気設備工事

- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

構造及び規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造 地上五階建 延べ面積 六一六平方メートル	工事内容 電力設備工事一式 受変電設備工事一式 通信・情報設備工事一式
--	--

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工業業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十七年一月九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が八百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十七年一月二十九日から同年二月三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十七年二月十七日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三一三八三〇）にすること。



(九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十七年一月十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市望町四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市清瀬町三丁目一番二一号

伊勢本一登

平成二十七年一月十三日印刷
發行

發行人所

山口県知事庁